

**合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会  
中間とりまとめ**

令和4年4月

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

## 目 次

1. はじめに	1
2. これまでの CW 法の意義・評価	1
(1) 合法性の確認等に取り組む対象範囲やプレイヤーの拡大	
(2) 木材関連事業者の認識と合法性が確認された木材の取扱実績	
(3) 制度に対する関係者の理解、登録制度の活用状況等	
3. 最近の国内外における状況変化	3
(1) 世界的な動きや各国・地域での取組	
(2) 我が国における最近の状況	
(3) 持続可能性等への関心の高まり	
4. CW 法に基づく仕組みに関する現状・課題	4
(1) 総論	
(2) 現行の CW 法に基づく合法性の確認等の仕組み	
(3) 類似制度との重複や木材関連事業者の負担	
5. CW 法を通じて最終的に目指していくもの	7
6. 今後の方向性	7
(1) CW 法の実効性確保に関する事項	
(2) 他の取組との連携に関する事項	
(3) 今後の進め方	
(参考)	
委員名簿	15
開催経緯	16

## 1. はじめに

平成 29 年 5 月に合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。通称クリーンウッド法、以下「CW 法」という。）が施行されて以来、5 年近くが経つ。現行の CW 法は、違法伐採に係る木材等の流通を取り締まるものではなく、一般の事業者に対して、木材や木材製品（以下「木材等」という。）を利用する際には、合法伐採木材等の利用を促すとともに、木材関連事業者に対しては、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認等を促すこと等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するものである。このため、木材関連事業者や国の責務を定めるとともに、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について事業者の判断基準を示し、特に、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者を登録する仕組みを設けている。

本検討会は、CW 法附則第 3 項において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨規定されていることを受け、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、有識者や関連する業界関係者を委員とし、設置されたものである。本検討会は、昨年 9 月より 8 回の会合を開催し、木材等関係の各種業界団体、NGO、木材流通に係る有識者等の関係各方面から幅広くヒアリング等を行い、議論を行ってきたところである。

この「中間とりまとめ」は、これらヒアリング等を行った結果を踏まえ、合法伐採木材等の流通及び利用に関し、CW 法に基づく仕組みの現状や課題等を整理するとともに、最近の国内外における状況変化を踏まえ、課題等に対応していくに当たっての基本的な考え方・方向性や、更には、CW 法が最終的に目指すべき姿を整理・提示するものである。

政府においては、この「中間とりまとめ」の中で挙げられた課題等に対応し、合法伐採木材等の流通及び利用をより一層進めるため、同じく「中間とりまとめ」の中で示した課題等に対応していくに当たっての基本的な考え方・方向性等を十分に踏まえ、合法伐採木材等の流通及び利用に関して実効性のある施策の実施に向けて具体的な方策を検討していくことを求めるものである。

## 2. これまでの CW 法の意義・評価

### **(1) 合法性の確認等に取り組む対象範囲やプレイヤーの拡大**

CW 法の制定により、それまでの国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）及びグリーン購入法に基づき木材等の供給者が合法性の証明に取り組むに当たって林野庁が

作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月。以下「林野庁ガイドライン」という。）に基づく公共調達を対象とした取組を通じて醸成された合法伐採木材等の流通・利用に関する認識が、公共調達のみならず民間需要に対してまで広がりを見せた点はCW法による成果と言えよう。

また、合法伐採木材等の取扱いに主体性を持って取り組む木材関連事業者の広がりという点においても、従来の公共調達の仕組みでは木材等を使用する建設業界等は合法性が証明された木材等を調達する主体であるものの、自ら使用する木材等の合法性を確認する主体ではなかったが、CW法においては建設業界等木材等を使用する業界に所属する事業者も幅広く合法性の確認を行うこととなるなど、木材等の合法性の確認の機会・機運が以前に比べて高まりを見せており、このこともCW法の大きな成果と言えよう。実際、CW法の施行後に、いわゆる川上・川中の木材関連業界のみならず、川中から川下に位置する住宅・建設業界においてもCW法に関する普及啓発セミナーの開催等が行われてきた。

他方、CW法の対象となる木材等の範囲についての整理が十分ではないとの見方もある。

## （2）木材関連事業者の認識と合法性が確認された木材の取扱実績

令和3年に林野庁が実施した、木材関連事業者のうち林野庁ガイドラインに基づく取組を行っている木材等の流通、加工等に携わる者を主な対象とした合法性の確認に関するアンケート調査（以下「林野庁アンケート調査」という。）によると、約3割の木材関連事業者がCW法施行以降木材の合法性を担保する意識が高まったと回答しており、また、約7割の木材関連事業者が木材等を販売する際に合法性を担保することが重要と回答している。さらに、素材購入時に合法性を確認できた割合が10割と回答した木材関連事業者は約6割となっている。

また、登録木材関連事業者の年度報告によると、登録木材関連事業者については、令和2年においては、取り扱う木材（CW法における「木材」であり、丸太、ひき板、合単板、集成材、チップ等を指す。）のうち合法性が確認できたものの割合が9割以上となっている。同じく、第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量は、我が国の木材の総需要量（薪、木炭等CW法対象外のものも一部含まれる。）に対して、平成30年の27%から増加して40%となった。

上記のように、合法性の確認に対する木材関連事業者の認識や合法性が確認された木材の取扱量の割合が増加していることについては一定の効果があったと言えよう。

他方、第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量が木材の総需要量に対して未だ40%程度では、CW法が本来目指すべき姿からすれば十分とは言えない結果である。

### (3) 制度に対する関係者の理解、登録制度の活用状況等

上述の林野庁アンケート調査によると、木材関連事業者の約9割がCW法の名前を知っているという結果が出ており、CW法の存在自体は多くの木材関連事業者に認知されている。

また、登録木材関連事業者の登録件数についても徐々に増えてきており、令和4年1月末時点で577件（第一種のみ32件、第一種・第二種両方191件、第二種のみ354件）となっている。

他方、同アンケート調査では、CW法の内容まで十分理解している木材関連事業者は約4割という結果となっており、制度の詳細については、木材関連事業者の間で十分に認識されているとは言い難い。

登録木材関連事業者の登録件数についても当初の目標である13,000件に対して600件弱と低位にとどまり、さらに、増加率が鈍化傾向にある。このことは、前述の木材需要量に対する第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量が40%であることと関連していると考えられるが、第二種登録木材関連事業者の登録件数が伸びないのは、このように合法性が確認された木材等について十分な供給量がないことが影響している可能性も高いとの指摘もある。これに対し、第一種登録木材関連事業者の登録件数が伸びないのは、合法性の確認を行う際の判断基準の考え方が分からないために登録することを躊躇している木材関連事業者が少なからず存在していることや、類似の制度であるグリーン購入法及び林野庁ガイドラインに基づく仕組みを活用している木材関連事業者が多いことなどが影響しているものと考えられる。

## 3. 最近の国内外における状況変化

### (1) 世界的な動きや各国・地域での取組

近年、地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、世界的に持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まりを見せている。例えば、昨秋に英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）や昨年のG7関連会合においても、森林減少や違法伐採の問題など地球規模の環境問題の深刻化が主要な話題となるなど、森林減少や違法伐採問題に対する課題はこれまで以上に重要性を増してきていると考えられる。

特に、近年の特徴としては、海外の多くの伐採国において法整備等が進んだ一方で、特定の地域におけるその地域特有の課題が浮き彫りになってきているほか、第三国を経由して複雑な流通経路を辿るなど木材等の輸入形態が多様化・複雑化している状況にある。

このような背景も受け、改めて、各国・地域において、違法伐採に係る木材等に対する法制度を制定する、又は見直す動きがある。例えば、EUにおいては、森林減少や劣化を伴わない土地からの産品を対象とし、デュー・デリジェンスの強化や執行面での強化等を内容とする新たな規則案が提案され、議論が行われてい

る。また、中国においても、違法伐採に係る木材の購入、加工や輸入に対する規制を措置することとし、その詳細な内容を検討中である。さらに、豪州やニュージーランドにおいても現行法や規則の見直しを検討中である。これらの動きへの対応が不十分となれば、我が国からの木材等の輸出にも悪影響が生じる可能性がある点に留意が必要である。

なお、海外の法制度、規則等を参照する場合、その具体的な運用実態についても併せて明らかにすべきとの意見があった。

## (2) 我が国における最近の状況

一方、国内に目を転じると、戦後植林した森林が本格的な主伐期を迎え、木材生産活動が活発になっている中で、誤伐、無断伐採等に対する潜在的なリスクへの対応が必要である。これらの発生防止に向けては、監視体制の整備に向けたプログラム開発などを通じた地方公共団体による対策を強化するなど、引き続き森林法の下での取組等を適切に行っていく必要がある。

こうした点に加え、2050年カーボンニュートラルに向けて、特に建築分野における木材利用の促進が期待されることから、木材等の流通過程において合法性を確認する取組の重要性がより一層増してきていると考えられる。

## (3) 持続可能性等への関心の高まり

本検討会においても、合法性の確認は市場に参入するための必要条件であり、差別化を図るためには、国際的に見ても合法性だけではなく持続可能性やSDGs等の視点なども求められる時代となってきたとの指摘があった。そのような中でCW法の位置付けを明確化していくことが必要である。

## 4. CW法に基づく仕組みに関する現状・課題

本検討会では、CW法の運用に直接関わっている第一種及び第二種木材関連事業者が所属する業界団体、登録実施機関、関連団体やNGO、有識者等からヒアリング等を実施してきた。それによると、現行のCW法に基づく仕組みに関しては、次のような課題等が挙げられる。

他方、現行のCW法に基づく仕組みの課題への対処と持続可能性の確保への対処とを切り分けて整理する必要がある。

### (1) 総論

- ① 制度の内容が十分に木材関連事業者の間で認識されておらず、また、合法性が確認された木材等に対する意識がまだマーケット全体に十分浸透しているとは言い難い現状にある。
- ② 制度の対象は木材関連事業者全体となっているが、登録木材関連事業者のみが合法性の確認に取り組むものとの認識も一部にあり、取組の裾野が十分に広

がっているとは言い難い状況にある。

- ③ 川下の第二種木材関連事業者や消費者の合法伐採木材等に対する認識や関心が十分でなく、第二種木材関連事業者による情報の伝達も十分行われているとは言い難い状況にある。また、合法性が確認された木材等に対する第二種木材関連事業者や消費者の需要が十分でないとの見方がある。これに対しては、そもそも合法性が確認された木材等の供給量自体が十分でないためとの意見や、又は合法性が確認できない木材等が市場に流通していること自体が不自然と考えられているためとの意見があった。

## (2) 現行の CW 法に基づく合法性の確認等の仕組み

### <合法性の確認の仕組み>

- ① 木材関連事業者が行うべき合法性の確認の方法については、そのルールに不明瞭な点があり、何をどこまで実施すればよいのかという基準が分かりにくいとの声がある。その結果、木材関連事業者が実施している合法性の確認の質にも差違が大きいとの見方も多く示された。
- ② 第一種木材関連事業者の合法性確認が実施できた状態とは、違法伐採に係る木材等である可能性を低減させることや、合法性が確認されていない木材等の取扱いの回避措置といった追加的措置を実施することまでを含めたものであるという考え方自体に対する理解も不十分と考えられる。
- ③ そもそも現行の CW 法の仕組みにおいては、合法性の確認が努力義務となっているため、合法性の確認に取り組む木材関連事業者の広がりには限界があるとの指摘もあった。
- ④ 違法伐採対策という観点からは、特に違法伐採に係るリスクの高い国・地域からの木材等に対する合法性の確認を重点的に行う必要があるが、それぞれの国・地域における違法伐採リスクを踏まえた対応という観点が不十分である。個々の木材関連事業者にとっては、そもそも輸入木材等に関する伐採国等におけるリスクを把握することが困難であり、そのようなリスクを踏まえた対応がとれていない場合が多いと考えられる。
- ⑤ 木質材料を使用している製品であっても CW 法の対象とされているものとそうでないものが混在しており、需要者等に対する説明が困難な場合があるとの指摘もあった。

### <木材関連事業者の役割>

- ⑥ 木材関連事業者については、第一種木材関連事業者と第二種木材関連事業者でそれぞれ役割の違いが存在しており、それに応じた責任があると考えられる。また、それぞれの役割の違いが分かりにくい、又は十分に理解されていないのではないかと指摘があった。
- ⑦ 国内で流通する木材等について、林野庁ガイドラインでは素材生産事業者が

仕組みに組み込まれているが、CW 法では素材生産事業者は対象となっていない。木材関連事業者が必要な合法性の確認を行うためには素材生産事業者等から合法性を確認できる書類等を提供してもらう必要があるが、任意で素材生産事業者に書類提示を求めることが困難な場合等が存在しているとの意見があった。

- ⑧ 現行の第二種木材関連事業者の中には、合法性が確認されていることを伝達する意味や必要性について理解できていない事業者も存在しているとの意見があった。

#### <合法性が確認された木材等とそれ以外の木材等の取扱い>

- ⑨ 合法性が確認された木材等とそれ以外の木材等が、特に流通の川下段階においては混在する可能性があり、合法性が確認された木材等か否かが分からない場合も存在している。そのためにも川上の段階でしっかりと合法性の確認を行い、合法性が確認された木材等のみが流通する環境整備を行うことが必要であるとの意見があった。

#### <登録木材関連事業者制度>

- ⑩ 登録木材関連事業者制度により、合法性の確認や合法性が確認された木材等の流通・利用を促進することとしているが、登録木材関連事業者にとって、登録にかかる費用や手間に見合うメリットが感じられないとの声も多く聞かれた。他方、合法性の確認を行わないことによるデメリットを木材関連事業者が認識する必要があるとの指摘もあった。
- ⑪ 登録木材関連事業者か否かにかかわらず、その取り扱う木材等についての合法性の確認は努力義務ということもあり、登録木材関連事業者とそれ以外の木材関連事業者の差別化が十分でないとの指摘もあった。

#### <指導・助言等の仕組み>

- ⑫ 木材関連事業者に対する政府による指導・助言、登録実施機関による調査等も十分に行われているとは言い難い状況にある。実態として、業界団体などが自主的に指導・関与している木材関連事業者とそれ以外の木材関連事業者では合法性の確認の対応状況に差が生じている状況にある。
- ⑬ 木材関連事業者による合法性の確認の内容等に差違がある中、それぞれの木材関連事業者が適切な形で合法性の確認を実施しているのかどうかについての判断基準や客観的に検証する仕組みが明確でない状況となっている。
- ⑭ 業界団体や NGO などが合法性の確認や違法伐採問題に関する知見や情報を持っており、それらの知見や情報をいかに有効に活用していくことができるかが課題であるとの指摘もあった。



### (3) 類似制度との重複や木材関連事業者の負担

- ① グリーン購入法及び林野庁ガイドライン、都道府県等が独自に行う地域材の証明制度等の類似の仕組みとの関係が整理されておらず、分かりにくいとの声も多い上、異なる要件に対応しなければならないなど、木材関連事業者の手続が重複するなどの負担が生じている。
- ② 合法性の確認に係る書類の保存等が木材関連事業者の負担につながっているとの声も存在している。

## 5. CW 法を通じて最終的に目指していくもの

- (1) 違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止や自然環境の保全等に対してグローバルなレベルで悪影響を及ぼすものであり、また、木材等の公正な取引を阻害するおそれがある。このため、国内における違法伐採に係る木材等の流通や利用をなくすことを通じ、最終的に違法伐採を根絶することを目指していくべきである。
- (2) 具体的には、CW 法に基づく合法性の確認に適切に取り組む事業者の輪を広げ、リスクの高い国・地域から調達している合法性の明確な確認が難しい輸入木材等の流通を排除する。あわせて、川下の需要者や消費者の理解を深め、合法性が確認された木材等の選択と利用が一層推進される機運を醸成する。
- (3) その結果、国内市場においては合法性が確認された木材等のみが流通し、川下の需要者や消費者が当たり前前に合法性の確認された木材等を利用できる環境を創出し、脱炭素社会の実現等に貢献していく。
- (4) CW 法に基づく取組を通じ、最終的には、国産材に対する信頼性の向上と再造林の実施など持続可能な形による国内の森林資源の利活用や山元への適正な利益の還元といった成果を生み出すことを実現していく。また、我が国として違法伐採に係る木材等の流通を排除するとのメッセージを打ち出すことにより、海外における森林資源の適切かつ持続可能な利活用の推進につなげていくこととする。

## 6. 今後の方向性

最近の国内外の情勢の変化を踏まえつつ、上記4. に掲げた現状・課題等に適切に対処していくとともに、上記5. に掲げた最終的に目指していく姿を具現化していくため、次に掲げる方向性に基づき検討を深めていくことが重要と考える。その際、持続可能性の確保の問題やそれに関連する課題については、CW 法の実効性を高めていく取組のみで全ての課題等を解決できるものではないことから、他の取組とも連携しながら対応していくことが重要と考える。

### (1) CW 法の実効性確保に関する事項

#### ① 基本的な考え方

#### (ア) 制度に参加する木材関連事業者の裾野の拡大

CW 法は合法性が確認された木材等のマーケットを作っていくことを目指すものであり、一部の木材関連事業者による取組だけでは限界があることから、取り組む木材関連事業者の裾野を広げていく必要がある。

#### (イ) 「つくる責任 つかう責任」の考えの共有

SDGs の目標 12 に「つくる責任 つかう責任」として、持続可能な生産・消費形態の確保が位置付けられている。このように、木材等を取り扱う全ての木材関連事業者に「つくる責任、つかう責任」があるとの考えの下、それぞれが合法性の確認という最低限のことをやらなければ木材流通が立ち行かなくなるという問題意識を持って対応していく必要がある。特に、川中・川下の木材関連事業者や消費者が、より川上に近い木材関連事業者に合法性が確認された木材等を安定供給するよう求めていくことが必要である。

#### (ウ) 流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応

合法性が確認された木材等の流通に当たっては、流通の各段階で木材関連事業者の責任や役割は異なっており、国内における木材流通の最初の段階でしっかりとした対策をとっていくことが重要である。

また、例えば、リスクの高い国・地域を原産とする木材等についてより重点的にデュー・デリジェンスを実施するなど、リスクに応じたメリハリのある対応をすべきである。その際、リスクの高い国・地域であっても合法的な活動を行っている事業者の努力を尊重する視点を持つことも重要である。

#### (エ) 木材関連事業者が取り組むべき内容等の明確化

木材関連事業者による合法性の確認を促進していくためには、木材関連事業者が何をどう行えば良いのかという合法性確認のルールなどを明示する必要があり、政府としてそのための環境整備を行うべきである。

#### (オ) 業界団体や NGO 等と連携した取組

合法性の確認の仕組みの実効性を高めていくためには、林野庁ガイドラインに基づく取組等において主導的に役割を果たしてきた業界団体や違法伐採問題等に関する情報を有する NGO 等との連携が重要であるとの認識の下、政府や登録実施機関による CW 法の執行体制とそれら関係者の役割を整理していくべきである。

#### (カ) 木材関連事業者の負担への配慮

より一層実効性の高い合法性の確認の仕組みづくりに当たっては、実際に合法性の確認に取り組む木材関連事業者の負担に十分配慮をしながら制度の

検討を行っていく必要がある。負担軽減等の観点から、申請・報告などの手続については、類似制度との関係の整理を行い、重複を避けるとともに、デジタル技術の活用等への支援なども検討していくべきである。

## **② 実効性確保に向けた取組**

### **(ア) 制度への参加者の拡大**

全ての木材関連事業者に対し、制度を正しく理解してもらい、積極的に合法性の確認等を行うよう働き掛けていくべきである。参加者を拡大していくためには、普及啓発活動を通じて合法性の確認の意義や方法等についてより一層広めていく必要がある。さらに、第一種木材関連事業者のような国内市場における木材流通の最初の段階に位置する木材関連事業者に対しては、合法性の確認を義務付けるといった選択肢も考えられる。

普及啓発活動を行っていくに当たっては、ターゲットを絞ったきめ細やかな普及啓発を行う必要がある。その際、業界事情に精通している業界団体の協力を得るとともに、業界団体がない業種や業界団体に属していない木材関連事業者に対するフォローについても検討すべきである。また、消費者に対しては、例えば、既に十分な活動実績のある「木づかい運動」等既存の普及啓発活動との連携も効果的と考える。

### **(イ) 国内市場における木材流通の最初の段階での対応**

合法性が担保された環境を整備するためには、流通の各段階での対応が必要であるが、特に国内市場における木材流通の最初の段階での対応に重点を置いて取り組んでいくべきである。また、そこでの合法性の確認等の対応の結果について、次の段階にしっかりと情報をつないでいくことが重要である。

#### **(輸入木材等について)**

輸入木材等については、第一種木材関連事業者である輸入事業者の役割が特に重要である。輸入事業者の合法性の確認の実効性を高めるため、合法性の確認の方法について明確化して木材関連事業者にとって分かりやすくすることや、違法伐採に関する高リスク国・地域や樹種等に関する情報提供を強化することが必要である。EU や豪州等他の国・地域において、デュー・デリジェンスの方法等についてチェックリストなども整理されており、それら先行事例も参考になると考えられる。

現状において輸入事業者や輸入に関する実態を主務省庁として把握できる仕組みを保有していない点を改善すべきとの考え方や、リスクが高い特定の地域からの特定の輸入品に焦点を当てるのも一案との考え方もあることから、例えば税関との連携の可能性など、輸入に関する実態を把握するための方法を採用することも選択肢と考える。

#### **(国産木材等について)**

国産木材等については、合法性が確認された木材等に対する需要の高まりや、戦後植林した森林が本格的な主伐期を迎え、木材生産活動が活発になってきている中で、誤伐、無断伐採等に対する潜在的なリスクへの対応が必要となっていることから、木材等の流通過程において合法性を確認する取組の重要性がより一層増してきている。

特に、国内市場における木材流通の最初の段階での合法性の確認を推進するという観点からは、素材生産事業者や第一種木材関連事業者の役割が重要であり、第一種木材関連事業者による合法性の確認に対する取組の強化に加え、現在はCW法の対象とはなっていない素材生産事業者の関与についても検討すべきである。なお、林野庁ガイドラインの運用などの素材生産事業者による合法性に関する情報伝達の実態からは、素材生産事業者の関与を期待できるとの見方もあり、素材生産事業者に対し、丸太を生産して譲り渡す際に明確な形で合法性を担保させるという選択肢も考えられるのではないかと。

#### **(ウ) 流通のその他の段階（川中・川下）での対応**

川中・川下に位置する第二種木材関連事業者に期待される役割は、合法性の確認情報の連鎖であると考えられる。これら川中・川下の木材関連事業者にとっては、国内市場における木材流通の最初の段階でしっかりと合法性の確認が行われていれば、合法性の確認が容易になって良いとの声もあるが、川中・川下の木材関連事業者や消費者が合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことも重要であり、川中・川下の木材関連事業者や消費者からのフィードバックがあることで、川上における合法性の確認の精度が上がることを期待できる。このため、川中・川下の木材関連事業者も、「つかう責任」を有し、合法性が確認された木材の安定供給を求める大事な役割を担うとの認識を持って対応することが必要である。

#### **(エ) リスクを踏まえたメリハリのある対応**

木材関連事業者による合法性の確認等の実施やそれが適切に実施されているかどうかを確認するに当たっては、輸入木材等の伐採国・地域に起因するリスクの度合いなどを十分考慮しつつ、適切に対応することが重要である。

合法性の確認を行うに当たって、個々の木材関連事業者が伐採国等の情報収集を行うことは困難な場合も多いことから、政府として伐採国等の情報収集を引き続き行い、それを分かりやすく木材関連事業者等に共有していくべきである。その際、国際機関やNGO等が収集している情報を積極的に活用する方策も検討すべきである。これらによって、木材関連事業者が木材等を取り扱うに当たって、高リスクな木材等から低リスクの木材等への移行を促していくことも重要である。

#### (オ) デュー・デリジェンスの手法の明確化と普及

合法性の確認については、違法伐採に係る木材等を取り扱う可能性を低減させることや合法性の確認ができない木材等の取扱いの回避といった追加的措置までを含めたデュー・デリジェンスの考え方にに基づき、個々の木材関連事業者が自ら判断して実施することが理想的である。しかしながら、なかなか実施に向けた一歩が踏み出せない木材関連事業者も少なからず存在するであろうと思われることから、政府として指針等を示すべきである。例えば、デュー・デリジェンスの実施を含む合法性確認について何をどこまで行うのかについて、マニュアル、フローチャート等を作成するなど、分かりやすい内容を示すことが望ましい。その際、例えば、EU の監視団体（Monitoring Organization、MO）の仕組みも参考に、第三者的な立場からの視点を盛り込むことも重要と考える。

合法性の確認の手法等について、特に中小規模の木材関連事業者の理解を深めていくためには、政府のみならず、業界団体等の幅広い関係者が連携していく必要がある。

#### (カ) CW 法の対象となる木材等の整理

CW 法の対象となる木材等はグリーン購入法の特定調達品目と異なる点があり、また、木質材料を資材とする製品でも対象とされているものとそうでないものがある。運用する上で対象製品の明示は必要であるが、法の趣旨を踏まえて需要者や消費者にとって分かりやすい整理とするとの視点に立って慎重に検討すべきである。

#### (キ) 合法性が確認された木材等とそれ以外の木材等の取扱い

合法性の確認を行う木材関連事業者の拡大や実効性の確保のためには、木材等の供給に係る者の責任を明確化し、合法性が確認された木材等を増加させるべきである。最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、そこに至る過程においては、合法性の確認に至らなかった木材等を適切に分別管理するなど、国内市場の中で合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備し、合法性が確認された木材等に対する川中・川下の木材関連事業者や消費者からの需要に応えられるようにしていくべきである。

#### (ク) 登録木材関連事業者制度のあり方と登録木材関連事業者の差別化

登録木材関連事業者については、その立ち位置を明確にし、登録するインセンティブを高めることが必要である。このため、登録木材関連事業者と非登録木材関連事業者との差別化や、一段上のレベルで取り組む木材関連事業者の登録などについて検討すべきである。また、登録木材関連事業者である

ことをPRできる仕組みなど、消費者等から見て分かりやすく、消費者等に選ばれる事業者になるといった観点からのメリットについても検討すべきである。

加えて、登録木材関連事業者制度の運営に当たっては、登録実施機関による調査等やその役割、政府と登録実施機関の連携のあり方をよく整理すべきである。

#### (ケ) CW法の執行等の仕組み

合法性の確認の実施を木材関連事業者自身に委ね、木材関連事業者次第で決められる仕組みの場合、全て合法性が確認された木材等であるとなってしまうおそれもあるとの指摘もあり、政府が木材関連事業者による合法性の確認の実施状況を把握し、必要に応じて改善を求めるなど適切な措置をとる必要がある。政府による指導・助言や報告徴収等の具体的な運用など、CW法の効果的な執行が可能となる仕組みやあり方を検討すべきと考える。

政府がCW法を執行するに当たっては、業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割分担を明確にしていくべきである。上述のリスクを踏まえた対応とも関連するが、NGO等による国・地域に関するリスク情報の活用なども検討すべきである。また、例えばEUのMOの仕組みのような第三者の視点を反映させることも選択肢と考える。

#### (コ) グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等類似制度との整理

類似の制度で分かりにくいとの声も多いグリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図ることが必要である。木材等の合法性の担保に関して同じ目的を有するそれぞれの仕組みにおいて、対象となる木材等や対象となる木材関連事業者、合法性の確認手法等に差があることから木材関連事業者の負担につながっており、木材関連事業者の負担軽減に資するために整理を行うべきである。

#### (サ) デジタル技術の活用等

合法性の確認に際し、木材関連事業者による木材等の由来等に関する情報収集や、情報収集を行った際の書類の保存等に関するコストや負担の軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべきである。

### (2) 他の取組との連携に関する事項

#### ① 違法伐採問題そのものへの対処

海外で伐採される木材等に関し、CW法は消費国としての立場で輸入木材等の流通・利用面から対処するものである。しかしながら、海外における違法伐

採問題への対処という観点からは、伐採国等における違法な伐採や違法伐採に係る木材等の流通という問題の根を断つことが極めて重要であり、伐採国等において違法伐採問題の根を断つことを支援するような取組を継続していくことも重要な課題である。我が国としては、これまでアジア太平洋経済協力 (APEC) に設立された「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ (EGILAT)」等の場を通じた取組に加え、我が国がホスト国となっている国際機関である国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じて伐採国における違法伐採対策等の取組を支援してきた。今後も ITTO 等を通じた伐採国での違法伐採撲滅に向けた取組の支援を継続していくことが重要と考える。

また、国内に目を転じると、戦後植林した森林が本格的な主伐期を迎え、木材生産活動が活発になってきている中で、誤伐、無断伐採等に対する潜在的なリスクへの対応が必要である。こうした点からも、木材等の流通過程において合法性を確認する取組の重要性がより一層増してきていると考えられる。

## ② 持続可能性や SDGs 等の視点

国際的にも持続可能性の確保や SDGs 等の観点がより一層重要性を増している中、CW 法の位置付けを明確化させることが求められる。本検討会においても、持続可能性等の確認の要素も加味した高い水準の取組を目指していくべきとの意見があった。他方、現状においては合法性の確認等の取組自体が必ずしも十分とは言えない段階にあることから、まずは合法性の確保というボトムラインの取組を質・量の両面で確実に向上させていくことが重要である。このため、全ての木材関連事業者に対して持続可能性等の確認を求めるのは、森林認証制度及びその CoC 認証との連携を含めて今後の課題であるとの考えも示されたところである。

さらに、持続可能性について、国産木材等に関しては、森林法を始めとする他法令で担保することも可能であり、CW 法においては、合法性の確保に取り組む木材関連事業者の裾野の拡大とデュー・デリジェンス等の取組の質の向上を通じて、全体の底上げを図っていくべきとの考えも示された。他方、輸入木材等と国産木材等ともに、CW 法においても、側面的に持続可能性等の確保に貢献できるのではないかと考えも示された。

CW 法と連携する形で、森林認証制度などを活用して持続可能性に関する高いレベルの取組を行う木材関連事業者の取組を推奨していくことも重要と考える。例えば、それら高いレベルの取組を行う木材関連事業者の優良事例の収集・公表等を行っていくなどして、CW 法の木材関連事業者の参考となるような情報提供を行うことなども有益と考えられる。

CW 法の適切な執行、すなわち CW 法の下での木材関連事業者の取組は、様々な SDGs 目標の達成につながることから、それらの点をアピールしていくことが重要との指摘もあった。

### ③ 輸出促進や木材利用促進に関する施策との連携

今後、我が国としても更なる木材等の輸出促進に取り組むこととしている中、欧米等の輸出先市場においては合法性が確認された木材等や認証材等に対するニーズが高まってくるが見込まれる。実際に米国に輸出するに当たっては森林認証材が求められたとの報告も行われた。このため、木材等の輸出促進の施策とも密接に連携して合法伐採木材等の流通及び利用の確保に取り組んでいくことが重要と考える。

また、昨年改正された、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、今後は民間建築物も含めた建築物全般について木材利用を促進していくことが求められている中、合法性が確認された木材等に対する施主等の川下側のニーズもますます高まってくると考えられる。このため、合法性が確認された木材等の安定的な供給に向け、CW法に基づく合法性を確認する取組が今後ますます重要になってくると考えられる。木材利用促進に向けた普及啓発と併せ、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発活動も強化していくべきである。

### （3）今後の進め方

上述の取組の方向性で整理した内容を踏まえ、今後、政府において実効性のある施策の実施に向けて具体的な方策を検討していく必要がある。

今後の更なる検討の結果次第ではあるが、それぞれの内容については、実施に当たっての運用を見直すことで対応可能なもの、予算事業等を活用して内容を整理・検討していくことができるもの、制度のあり方自体に影響するものなど幅広い内容が含まれると考えられるが、全体を整理するまで個々の対応を待つ必要はなく、対応できるところから進めていくべきである。例えば、木材関連事業者や消費者向けの更なる普及啓発活動、伐採国等のリスク情報に関する情報収集・提供の拡充、合法性の確認手法の明確化に向けた検討を含め、来年度中にも一定の成果を得るべく取り組んでいくべきと考える。

なお、今後、見直しを検討するに当たっては、対応についての順位付けや時間軸を示すことも重要である。また、木材関連事業者に過度な負担を課すことなく、木材関連事業者が適切に対応していくことができるよう一定の猶予期間を設けることなどに留意すべきである。

さらに、我が国としての取組内容について、見直しを行う内容を含め、伐採国の政府のみならずサプライヤーなどにも適切に情報を発信・共有していく必要がある。

— 以 上 —



(参考)

## 委員名簿

青木 富三雄 一般社団法人住宅生産団体連合会 環境・安全部長

岡田 清隆 日本木材輸入協会 専務理事

久保山 裕史 国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林総合研究所 林業経営・政策研究領域長

立花 敏 国立大学法人筑波大学 生命環境系准教授 (座長)

塚本 愛子 公益財団法人高知県のいち動物公園協会 常務理事

飛山 龍一 全国森林組合連合会 常務理事

松田 俊一 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 品質・環境部長

森田 一行 一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事

(敬称略、50音順)

## 開催経緯

第1回 令和3年9月29日（水）  
検討会委員からの話題提供（1）

第2回 令和3年10月11日（月）  
検討会委員からの話題提供（2）

第3回 令和3年10月25日（月）  
NGO等からのヒアリング

- ・国際環境 NGO FoE Japan
- ・公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）
- ・公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）

登録実施機関との意見交換概要報告

第4回 令和3年11月10日（水）  
木材関連事業者・業界団体ヒアリング（1）

- ・一般社団法人全日本木材市場連盟
- ・日本合板工業組合連合会
- ・全国素材生産業協同組合連合会
- ・国産材製材協会
- ・日本集成材工業協同組合

第5回 令和3年11月29日（月）  
木材関連事業者・業界団体ヒアリング（2）

- ・日本合板商業組合
- ・一般社団法人全国建具組合連合会
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・日本製紙連合会
- ・全国建設労働組合総連合
- ・一般社団法人日本型枠工事業協会

第6回 令和3年12月10日（金）  
木材関連事業者・業界団体ヒアリング（3）

- ・一般社団法人日本家具産業振興会
  - ・一般社団法人日本木材輸出振興協会
- 素材生産事業者等への調査報告

第7回 令和4年1月13日（木）  
これまでの振り返り

第8回 令和4年3月2日（水）  
中間とりまとめ案の検討